

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(案) 及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等
の基準等の一部を改正する件 (案) に対する意見募集 (パブリックコメ
ント) について

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (案) 及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件 (案) について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和3年5月14日 (金) から令和3年6月12日 (土) までの間、意見の募集 (パブリックコメント) を行います。

1. 意見募集の対象

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (案) 及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件 (案) の概要について

2. 意見募集期間 (意見募集開始日及び終了日)

令和3年5月14日 (金) から令和3年6月12日 (土) まで

3. 資料入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 [e-Gov]

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、140 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒 (定型封筒) を同封の上、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (案) 及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件 (案) 『関係資料希望』」と封筒表面に明記し、下記「6. 問合せ先」まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

4. 意見提出方法

次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームから御提出ください。

※2000 文字を超える場合は、その他の方法により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

メールアドレス : PCB@env. go. jp

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 PCB 担当 宛

件名には、必ず「パブリックコメント意見」と記入してください。

文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

添付ファイルではなく、メール本文に御意見を記載してください。

(3) 郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 PCB 担当 宛

(4) F A X の場合

F A X 番号：03-3593-8264
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 PCB 担当 宛

[意見提出様式]

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 PCB 担当 宛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）及び
低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を
改正する件（案）に対する意見

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

5. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、頂いた御意見についての個別の回答は致しかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

御提出いただいた御意見等については、環境省の担当課室で共有させていただきます。

6. 問合せ先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 PCB 担当
担当 松岡 TEL：03-3581-3351（内線 7873）